

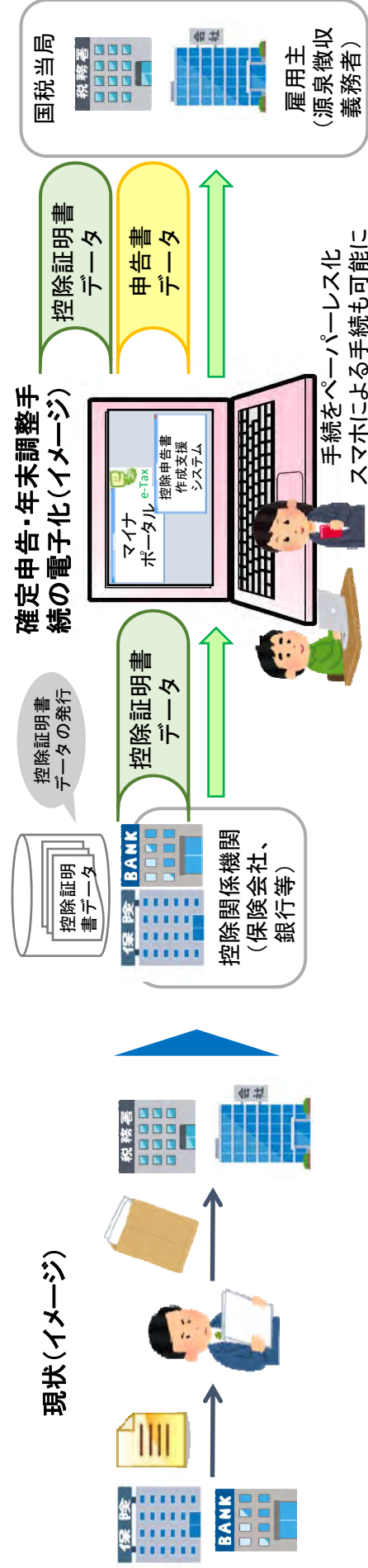
税務手続の電子化に向けた具体的取組（国税）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
- ・ 働き方の多様化（副業・兼業、雇用的自営の増加等）が進み、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境を整備する。
- ・ 官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせコストの削減、企業の生産性向上を図る。
- そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。各取組の具体的な内容（イメージ）等は以下の通り。
 - ・ ◎を付した取組は、財務省・国税庁において（所要の税制改正・予算措置等を前提として）実施できる施策。これらについては、原則すべて今後数年間（概ね2～3年間程度）で実現を図る。
 - ・ ☆を付した取組は、実施にあたり関係省庁等の協力（省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等）が必要となる施策。それらの進捗を踏まえ、財務省・国税庁としてもタイムリーかつ積極的に取組を進める。

1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組（イメージ）	参考
「スマホ申告」の実現	スマートフォンによる電子申告は未対応	◎ 特にニーズの強い基本的な申告の類型について、 <u>スマートフォン等からの電子申告を実現</u> 。（H31.1） ⇒ その後も、「スマホ申告」の対象範囲を随時拡大。基本的なスマートフォン等で手続が完結する仕組みを目指す。	・スマートフォン世帯保有率 71.8%(28年) <small>（総務省「通信利用動向調査」）</small>
e-Taxの認証手続の簡便化	ID・パスワード(PW)に加え、マイナンバーカード・ICカードリーダーデータによる本人認証が必要	◎ 本人確認に基づき発行されたID・PWのみ（マイナンバーカードなし）でe-Tax利用可能に。（H31.1） ※また、マイナンバーカードを用いる場合には、e-TaxのID・PWを省略可能に。 ☆ 技術の進展や情報セキュリティに係る政府方針等を踏まえ、 <u>一層の利便性向上を図る</u> 。	・所得税確定申告者 2,151万人(27年分) ・所得税の電子申告利用率 52.1%(27年度)

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
<p>確定申告・年末調整手続の電子化</p>	<p>納税者(被用者を含む)は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成</p> <p>雇用者(源泉徴収義務者)は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>◎ 保険者の医療費通知データを活用し、<u>簡便に医療費控除申告を行う仕組みを整備。</u>(H30.1)</p> <p>(注)実施可能な医療保険者から段階的に実施</p> <p>◎ 年末調整について、<u>控除関係機関(保険会社・銀行等)⇒被用者⇒雇用者</u>という情報の流れを電子化。<u>年末調整手続が基本的にオンラインで完結する仕組みを整備。</u></p> <p>(注)実施可能な控除関係機関や雇用者(源泉徴収義務者)から段階的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者:PCやスマホ等による手続が可能に。 ・雇用者:書面を確認・保管する事務負担が軽減。 <p>☆ 将来的には、マイナポータル等において、<u>必要な情報を一元的に確認し、活用することができる仕組みを検討。</u></p> <p>☆ マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあったカスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の申告者数 715万人(27年分) ・年末調整を行った給与所得者 4,348万人(27年分) ※このうち、 生命保険料控除適用 3,123万人 地震保険料控除適用 730万人 住宅ローン控除適用 322万人 ・給与所得の源泉徴収義務者数 354万者(29年6月末)
<p>手続のワンストップ化</p>	<p>税、年金等の手続を個別に実施</p>	<p>☆ <u>マイナポータルにより、国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告者 2,151万人(27年分) ・国民年金第1号被保険者数 1,668万人(27年)



2. 法人（法人税関係）

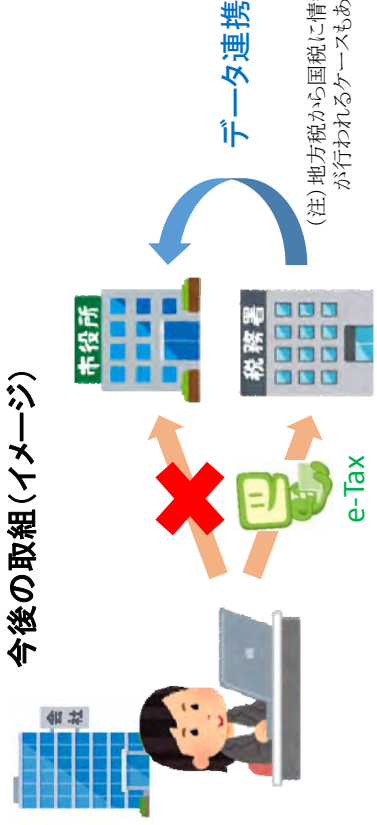
目標	現状	今後の取組（イメージ）	参考
<p>電子申告の普及促進</p>	<p>電子申告の普及は道半ば ICTで作成された申告データが必ずしもデータのままで提出されていない</p>	<p>◎ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を着実に実施。</p> <p>◎ 大法人は、法人税等の電子申告を義務化。</p> <p>◎ 中小法人は、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、電子申告利用率を85%以上に引上げ。（H31年度迄） ⇒ 将来的に、ICT環境等を勘案しつつ、中小法人にも電子申告を義務化し、電子申告利用率100%を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模法人※ 3万社(29年6月末) ※国税局調査所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人) ・大規模法人の電子申告利用率 52.1%(27年度) ・その他の法人 305万社(29年6月末) ・その他の法人の電子申告利用率 75.5%(27年度)
<p>法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化</p>	<p>法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施</p>	<p>◎ 国税・地方税の法人設立関係手続について、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を実現。（H31年度）</p> <p>☆ さらに、社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続について、オンライン・ワンストップ化。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届の提出件数 14万件(27年度)

現状（イメージ）



- ・e-Taxを利用しない場合、書面で手続。税務当局は入力・読取（再データ化）して処理。
- ・国・地方に同じ情報を提出することもある。

今後の取組（イメージ）



- ・データをデータのまま提出しやすい環境を整備。利便性を高めe-Tax利用を促進。
- ・行政機関間のデータ連携を進め、情報提出の重複を削減（ワンスオンリー化）。

3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	◎☆ 国税・地方税の法人設立手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、 <u>情報提出の重複を削減(ワンストップ化)</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届の提出件数 14万件(27年度) ・住宅ローン控除(初年度分)※の申告者数 ※登記事項証明書(不動産)の添付を要する 56万人(27年分)
電子帳簿等保存制度の利用促進	電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要	◎ <u>電子帳簿等保存制度の利用を促進し、事業者の文書保存に係る負担を軽減。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿等保存制度の利用件数 約19万件(29年6月末)
納付のキャッシュレス化推進	現金納付が依然多い 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要	◎ <u>地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性を向上。国税・地方税の納付のキャッシュレス化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での現金等による納付※ 金融機関 72.0% 税務署 3.6% ※国税の納付全体に占める割合(件数ベース)(28年度) ・個人消費に占める現金等による支払 49.5%(27年度) (クレディセゾン決算説明会資料)

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行える納税環境を整備。
また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。
 - ・ ◎の取組は、財務省において（所要の税制改正等を前提として）実施可能。原則全て今後数年間（概ね2～3年間程度）で実現を図る。
 - ・ ☆の取組は、実施にあたり関係省庁等の協力（省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等）が必要。その進捗を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組を進める。

◎スマホ申告の実現（H31.1～段階的に対象範囲拡大）

◎ID・PWのみ（またはマイナンバーカードのみ）で
e-Tax利用可能（H31.1～）

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
（H30.1～段階的実施）

◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
（被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減）

◎電子申告の普及促進（大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化）

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化（H31年度）

◎ ☆行政機関間のデータ連携拡大（情報提出の重複削減（ワンストップ化））

◎電子帳簿の普及促進（文書保存の負担軽減）

◎納付のキャッシュレス化推進（現金納付の手続負担軽減）

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備（将来的課題）

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人
（所得税
関係）

法人
（法人税
関係）

個人・
法人
共通